



▲各幼稚園、保育園、小学校 卒園・卒業式

まちの情報紙

議会だより(特別号)合併号

広報

太 子

Public Relations
TAISHI Town

2018

4

月号

No.521

主な内容

- 2 平成30年度 町長施政方針(抜粋)
- 3 平成30年度 介護保険料
- 4 平成30年度 後期高齢者医療制度
- 6 予約型乗合バスをご利用ください
- 7 総合防災訓練を行いました
- 9 太子聖燈会
- 13 地域公共交通について考える
- 14 人権コーナー「気づく」
- 15 フォトニュース+
- 16 フォトニュース
- 18 みんなのひろば
- 21 健康インフォメーション
- 22 高齢者情報局
- 23 子育てナビ
- 31 タウンインフォメーション

平成30年度 町長施政方針(抜粋)

平成30年度は、私の町政運営3期目の折り返し点を迎えます。今日まで住民みなさまが真の豊かさを実感できるまちづくり、愛着や誇りを持って頂けるまちづくりを進め、『誰もが住みたくなる、住み続けたくなるまち、太子町』をめざし、ひた向きに取り組んでまいりました。平成28年度からスタートした「第5次総合計画」に掲げる将来像の実現のため、5つの基本目標の達成に向けて、一步一步取り組むべき課題に対応した施策を、着実、また確実に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。



◆『こころ健やかで、元気に暮らせるまちづくり』

- ◎結婚新生活支援事業の創設
- ◎地域包括ケアシステムの構築
- ◎介護予防・日常生活支援総合事業で、高齢者が地域で活躍できる住民主体の多様なサービスの創出
- ◎胃内視鏡検査による胃がん検診の無料化
- ◎自殺に対する地域レベルでの実践的な取り組みを行うための計画策定



◆『支え合い、安心して暮らせるまちづくり』

- ◎太井川や箱ヶ原林道の改修
- ◎長寿命化計画に基づく町道山田春日線の改修、春日大橋などの橋梁点検や太子第1号公園の遊具更新
- ◎地域公共交通会議の設置
- ◎春日にごり池を地域の広場として整備
- ◎空家等対策特別措置法に基づく協議会の設置
- ◎「自助」、「共助」、「公助」による災害に備えた体制の常時確保
- ◎消防団員の活動服などの装備充実、太子分署に山岳出動対応車両を配備



◆『活力と魅力にあふれる、個性豊かなまちづくり』

- ◎官学連携のもと、竹内街道の良好な景観形成につながる取り組み
- ◎2021年の聖徳太子没後1400年に向けて、「聖徳太子のまち」としての知名度アップを図るための、学習会実施
- ◎有害鳥獣による被害防止対策に対する補助制度の見直し
- ◎太子ふるさと応援基金の子育て支援施策や観光施策への活用



◆『豊かな自然・歴史とともに育つ、誇りあるまちづくり』

- ◎生涯学習施設の整備
- ◎町立中学校の校舍屋上防水や受水槽などの大規模改修を行うための実施設計
- ◎町立総合体育館の放送設備改修や空調設備改修及びトイレ改修を行うための実施設計
- ◎給食センター施設の老朽化対策を行うための実施設計
- ◎「男女共同参画推進計画」改訂に向けた住民意識調査を実施



◆『みんなで歩む協働のまちづくり』

- ◎まちづくり推進部の組織等を一部再編
- ◎平成30年度末の稼働をめざした住民情報システムの共同クラウド化
- ◎ESCO事業による庁舎などの空調設備や照明設備の改修



平成30年度 介護保険料



65歳以上の人の平成30年度介護保険料は、平成29年中の所得などをもとに7月に計算し決定します（本算定）。しかし、4月1日時点では、皆さんの平成29年中の所得などを把握することができないため、下記のとおり仮に決定した額（仮算定）で納めて頂くこととなります。徴収方法により、通知内容などが異なりますのでご注意ください。

■特別徴収…年金（老齢、退職、障がい、遺族など）の受給額が年間18万円以上で、受給時にあらかじめ介護保険料を差し引かれている人

2月分と同額の保険料を4・6・8月の年金から仮徴収額として天引きします。この額をお知らせする通知書は送付しません。

ただし、4月、または、6月から新たに特別徴収を開始する人や、保険料額を変更する人は、4月に「介護保険料仮徴収額通知書」を送付します。

■普通徴収…年金受給額が18万円未満の人、年度の途中で65歳になられた人、または、転入された人で、納付書や口座振替で納付して頂く人。

平成28年中の所得状況などをもとに、仮に算定した額を納付して頂きます。4月に「介護保険料仮徴収額通知書」を送付します。

※納付方法が変更となる場合は、決定通知書または更正通知書でお知らせします。

〈一人ひとりの保険料額は…〉

町での介護保険の運営にかかる費用総額（利用者負担分除く）の約23%分に応じて基準額が決まります。この基準額をもとにして、低所得の人に過重な負担とならないよう、所得段階別に算定されます。

所得段階		算定方法	保険料額(年額)	
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人及び、世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.45	33,210円	
第2段階	本人及び世帯全員が	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円超120万円以下の人	基準額×0.72	53,140円
第3段階	住民税非課税の人			
第4段階	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円以下の人	基準額×0.9	66,420円
第5段階	課税者がいる人			
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	88,560円	
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.3	95,940円	
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.5	110,700円	
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.68	123,990円	
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.75	129,150円	
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額×1.85	136,530円	
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が800万円以上の人	基準額×1.95	143,910円	

※合計所得金額とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

皆さんから納められた保険料は、介護サービス費用の保険給付分など、介護保険を運営するための大切な財源となります。いつまでも住み慣れた太子町で安心して暮らして頂くために、これからも介護保険制度にご理解とご協力をお願いします。

◆問合せ 高齢介護課 ☎98-5538

要介護認定の更新認定の有効期間が最長3年に延長されます

長期間にわたって要介護状態区分が変化しないと考えられる場合などは、上記の有効期間が適用になります。

また、有効期間は原則12か月となりますが、骨折などの発症早期であり、6か月以内において状態が変動すると考えられる場合などは、認定有効期間が変動することもあります。

平成30年4月1日以降に申請のあった更新認定申請分から対象となります。

◆問合せ 高齢介護課 ☎98-5538

介護相談員の活動をしてみませんか

介護相談員は、介護が必要な高齢者が安心して生活していくために、介護保険施設の対応や介護サービスの質など、要望や疑問、不満を利用者から聞き取り、介護保険サービス事業者や行政の間に立って、問題解決に向けた手助けをしています。

利用者の視点を大切に考え、介護相談員が橋渡しする利用者の声を、介護保険サービス事業者がサービス提供に反映させています。

町では、現在町内7箇所の介護保険サービス事業者を1～2か月に1回訪問して活動しています。

今年度も新しく活動して頂ける介護相談員を募集します。

【募集人数】若干名

※福祉ボランティア活動に対する理解がある人（面接選考あり）。

◆申込・問合せ 高齢介護課 ☎98-5538

平成30年度 後期高齢者医療制度

平成30年度から保険料率が変わります

大阪府後期高齢者医療広域連合では、平成30年度から保険料率が変わります。
平成30年2月の広域連合議会で審議・可決され、平成30・31年度の保険料率が決定されました。

〈平成30・31年度の保険料の算定方法〉

年間の保険料 年額 (限度額62万円)	=	被保険者均等割額 被保険者1人当たり 51,491円	+	所得割額 被保険者の所得×所得割率 9.90%
---------------------------	---	----------------------------------	---	-------------------------------

※被保険者の所得は、年金収入のみの人で、その年金収入が330万円未満の場合、「年金収入額－120万円（公的年金など控除額）－33万円（基礎控除額）」となります。なお、マイナスの場合は0円です。
(遺族年金などの非課税年金は上記の年金収入額には含みません)

保険料の軽減

1. 世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額（51,491円）が軽減されます。

所得の判定区分	軽減割合	軽減後の被保険者均等割額（年額）
① 下欄②に属する被保険者であり、かつ、当該世帯の被保険者全員の各所得が0円であるとき（ただし、公的年金など控除額は80万円として計算する）	9割	5,149円
② 世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額などが、基礎控除額（33万円）を超えないとき	8.5割	7,723円
③ 世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額などが、【基礎控除額（33万円）＋27万5千円×被保険者の数】を超えないとき	5割	25,745円
④ 世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額などが【基礎控除額（33万円）＋50万円×被保険者の数】を超えないとき	2割	41,192円

2. 後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人については、当面の間、所得割額は課されず、平成30年度は被保険者均等割額の5割が軽減され、平成31年度以降は資格取得後2年を経過する月までの間に限り、被保険者均等割額の5割が軽減されます。

※国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた人は対象となりません。

保険料額のお知らせと納め方

1. 普通徴収（口座振替や納付書でお支払い）の人

平成30年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）にかかる「保険料額決定通知書」と「納入通知書」の一体型通知書を7月に送付しますので、その後、口座振替や納付書により9期（7月から翌年3月まで）で納めて頂きます。

ただし、年度の途中から特別徴収に変更となる場合があります。

2. 特別徴収（年金からのお支払い）の人

年金受給額が年額18万円以上の人は、原則として年6回の年金受給日に、その年金から直接お支払い頂きます。
平成29年中の所得が確定するまでの4・6・8月は、仮納付期間となります。

○平成30年2月に保険料を特別徴収で支払われた人

4月・6月の年金受給時に、2月にお支払い頂いた金額と同額を仮徴収額としてお支払い頂きます。ただし、8月分は、2月分と同額が適当でないとし町村が判断した場合に変更となります。

○平成30年度は普通徴収で、4・6月から新たに特別徴収の対象となる人

平成29年度の保険料額をもとに仮徴収額を決定します。その場合、事前に「仮徴収額決定通知書」と「納入通知書

兼特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付しますので、ご確認ください。

○本算定後の特別徴収

平成30年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）後の8月以降、引き続き、または、新たに特別徴収となる人は、7月に「保険料額決定通知書」及び「納入通知書」を送付します。

10・12・2月の年金受給時に、平成29年中の所得に基づいて計算された年間保険料から仮徴収などにより既に納めて頂いた金額を差し引いた額を、支払回数に振り分けて納めて頂きます。

※特別徴収でのお支払いをやめて、口座振替のお支払いに変更を希望される人は、保険医療課へお申込みください。

歯科健診・健康診査・人間ドック費用の一部助成

●歯科健診

平成30年4月から大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者の人は、広域連合が指定する歯科医院で年度中に1回、無料で受診することができます。4月下旬頃に「歯科医院リスト」を送付します（年度途中で新たに75歳になられる人には、誕生月の翌月当初に順次送付します）。事前に歯科医院へお問い合わせのうえ受診してください。受診の際は被保険者証を忘れずにお持ちください。

※以下に該当する長期入院中や施設入所中の人などは、病院・施設で健康管理が図られているため、歯科健診の対象者から除かれます。

- ①病院、または、診療所に6か月以上継続して入院中の人
- ②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所、または、入居している人
- ③他の歯科保健事業（介護予防事業での口腔ケアなど）の対象となる人

●健康診査

大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者の人に、「健康診査受診券」を4月下旬頃に「受診券在中」の記載のある封筒で送付します（年度途中で新たに75歳になられる人には、誕生月の翌月当初に順次送付します）。

受診券がお手元に届きましたら、広域連合が指定する医療機関などで、受診券に記載された有効期限まで無料（年度中に1回）で受診することができます。受診の際は、事前に医療機関などにご連絡のうえ、受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。

※以下に該当する長期入院中や施設入所中の人などは、病院・施設で健康管理が図られているため、健康診査の対象者から除かれます。

- ①病院、または、診療所に6か月以上継続して入院中の人
- ②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所、または、入居している人

●人間ドック費用の一部助成

大阪府後期高齢者医療広域連合では、被保険者の人が人間ドックを受診された場合の費用の一部を助成しています。費用の助成を受けるには、保険医療課に必要書類をお持ち頂き、ご申請ください。なお、各年度中（4月1日～翌年3月31日まで）1回の受診に対し、26,000円を上限として費用の一部を助成します。

【申請に必要なもの】

1. 人間ドックの領収書の写し
2. 人間ドック検査結果通知書などの写し
3. 被保険者証
4. 口座情報がわかるもの
5. 印かん

【注意事項】

人間ドックを受診された人は、申請されるまでの間、領収書などを大切に保管してください。



◆問合せ

◎制度全般に関すること 大阪府後期高齢者医療広域連合

保険料・被保険者証など 資格管理課 ☎06-4790-2028

高額給付費・健康診査・人間ドックなど 給付課 ☎06-4790-2031

予算編成・広報公聴など 総務企画課 ☎06-4790-2029

◎保険料の納付、その他各種届出に関すること 保険医療課 ☎98-5516



指定停車場として『カインズ大阪太子店』を追加予定しています 予約型乗合ワゴンをご利用ください！



高齢者外出
支援事業

町では65歳以上の人を対象とした予約型乗合ワゴンの試行運行を行っています。予約型乗合ワゴンは、利用者の予約に合わせて定員8名のワゴン車両（たいしくん号）が決められた停車場まで行くサービスです。

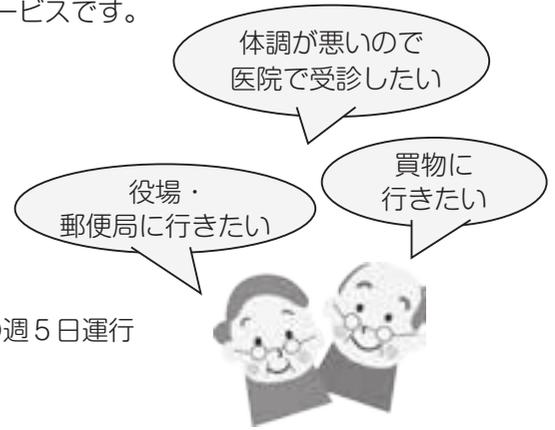
【利用対象者】 すべての条件を満たす人が利用できます。

- ① 太子町在住で65歳以上の人
- ② ワゴン車両に一人で乗り降りできる人
- ③ 予約型乗合ワゴンの登録をしている人

【利用料金】 無料

【利用回数】 制限なし

【運行期間】 4月2日(月)～平成31年3月29日(金) 毎週月曜日～金曜日の週5日運行
※土日、祝日、年末年始は運休します。



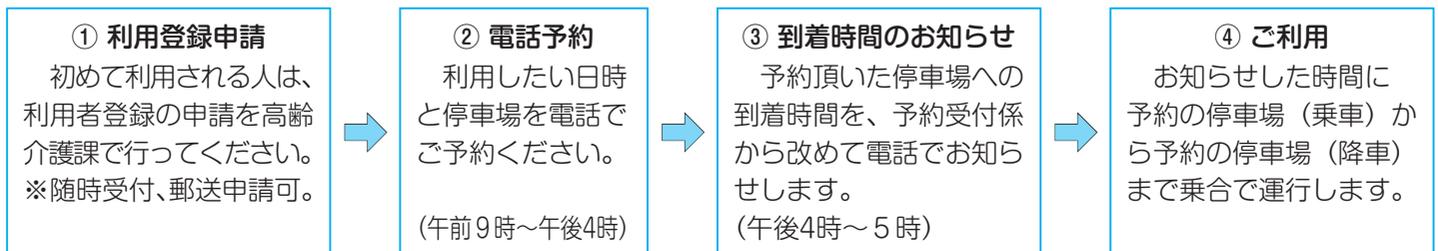
【運行時間】

役場発	午前便	1便	2便	3便	4便
		午前9時発	午前10時発	午前11時発	正午発
午後便	午後2時発	5便	6便	7便	—
		午後3時発	午後4時発	—	—



たいしくん号

【利用方法】



※予約受付窓口へのご予約・ご連絡などは、役場開庁日の午前9時～午後4時までをお願いします。

※ご予約の締め切りは、午前便は前日の午後4時、午後便は利用希望便の発車時刻の2時間前までです。

【乗降場所】 太子町内の指定停車場

1 松の木保育園	13 磯長小学校下	25 旧山本家住宅入口	37 向少路上り口	49 セブンイレブン 太子春日店
2 太子ヶ丘集会所	14 用明天皇陵北東角	26 農協山田支所跡	38 太子集会所	50 セブンイレブン 太子町太子店
3 きたかぶ医院駐車場	15 聖和台4丁目交差点	27 西常夜燈前	39 太井川	51 ファミリーマート 太子町山田店
4 総合福祉センター※1	16 聖和台第一号公園	28 後屋広域農道角	40 太陽ヶ丘入口	52 ローソン 上宮太子校前店
5 日の丸出荷場	17 ひじり会館	29 永田集会所	41 太子四つ辻	53 ローソン 太子町太子店
6 天城医院	18 西山春日線西	30 推古天皇陵前パーク	42 エネオス太子店東	54 すずの音
7 春日集会所	19 聖和台第三号公園東	31 科長神社上り口	43 中辻整形外科	55 ふくの音
8 新池北西角	20 いわき台集会所前	32 畑北	44 仏眼寺橋	56 美野の里
9 磯長台第一公園	21 葵町入口	33 畑薬師山公園駐車場	45 葉室集会所	57 赤坂町
10 磯長台集会所	22 サンプラザ前	34 畑南	46 グラウンドゴルフ広場前	58 太子温泉
11 磯長郵便局	23 役場万葉ホール前	35 畑記念碑前	47 道の駅	59 カインズ大阪太子店※2
12 春日口	24 つついきクリニック	36 さつきヶ丘入口	48 総合体育館	—

※1…より多くの人にご利用頂くため、福祉センターへはできるだけ「福祉センター送迎バス」をご利用ください。

※2…59 カインズ大阪太子店の指定停車場は、開店（5月下旬予定）と同時に追加します。

◆予約・問合せ 乗合ワゴン予約専用電話 ☎98-5671 高齡介護課 ☎98-5538

総合防災訓練を行いました



2月25日(日)、町立総合スポーツ公園グラウンドで、大規模地震の発生を想定した総合防災訓練を行いました。

当日は、各町会・地区から34団体の自主防災組織をはじめ、自衛隊、消防、警察など、29の関係機関から総勢500人にご参加頂き、初期消火訓練（バケツリレー、消火栓・消火器）や倒壊家屋救出訓練、炊出訓練などを行いました。

地震や水害などの災害は、いつ起こるかわかりません。このような訓練をつうじて、防災に対する認識を深め、来るべき災害に備えましょう。

◆問合せ 危機管理課 ☎98-5525

太子町空家等対策計画を策定しました

町の空家等に関する対策を総合的かつ計画的に行うため「太子町空家等対策計画」（平成30～39年度）を策定しましたのでお知らせします。

基本理念



基本方針

- 基本方針1 空家等の予防対策
空家等の発生と管理の不適切な空家等を予防する。
- 基本方針2 空家等の利活用
空家ストックを流通・活用することで地域の活性化を図る。
- 基本方針3 空家等の危険除去
地域の生活環境に悪影響を及ぼす空家等の問題を解消する。

具体的な施策

- 様々な媒体・機会をつうじた意識啓発
- 空家等の管理をサポートできる体制の整備
- 空家等利活用に関する情報提供
- 町の相談窓口の一本化
- 相談内容の充実
- 「大阪の住まい活性化フォーラム」との連携
- 中古住宅の流通を促進する仕組みの導入検討
- J T Iの「マイホーム借上げ制度」との連携の検討
- 空家バンク設置の検討
- リノベーションまちづくり事業への取組み
- 観光、福祉、教育、就業支援等施設として空家等を利活用する検討
- 危険な空家等の除却と跡地の利活用への支援の検討

特定空家等に対する措置

- 空家等の危険除去対策（特定空家等への措置）
- 特定空家等の認定と措置の手順
- 他の法令に基づく制度との連携

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523

太子町都市計画マスタープランを改訂しました

町の都市計画の目標や土地利用、都市施設の整備などの方針を定める「太子町都市計画マスタープラン」（平成30～39年度）を改訂しましたのでお知らせします。

将来都市像

人と自然と歴史が交流し未来へつなぐ和のまち“たいし”

まちづくり基本目標

- 既存資源を活かしたコンパクトなまちづくり
- 自然・歴史と調和した豊かな住環境をめざすまちづくり
- 交流とにぎわいが生まれるまちづくり
- 安心・安全に暮らし続けるまちづくり
- 協働によるまちづくり

都市づくりの方針

〈土地利用方針〉

第5次太子町総合計画の「まちづくりの基本目標と土地利用の方針」に即して、町内を6つのゾーンに分け、それぞれの土地利用方針を定めます。特に今回の改訂で、町の西端に新たに設定した「緑交流ゾーン」については、府道美原太子線、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線周辺の都市的土地利用に適した区域については、地区計画制度の適切な運用などにより住民生活の利便性の向上につながる商業施設などの誘導に努めます。また、骨格となる都市基盤の整備状況に応じて、適正な都市的土地利用の誘導を図ります。

〈都市基盤施設などの整備方針〉

道路・交通、公園・緑地、公共下水道・河川などについて、豊かな自然環境や歴史的環境をいかし、住民の安全性と利便性を確保しながら、道路などの交通基盤、公園・緑地、下水道並びに河川などの整備、保全を図り、誰もが住みやすい快適なまちづくりをめざします。また、周辺市町村との広域的な連携を進め、都市基盤施設の相互利用を図るなど、より質の高いまちづくりをめざします。

〈環境・景観などの保全・形成方針〉

環境、景観などの保全・形成について、住民が安全で健康的かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保するため、町の特性である豊かな自然環境と歴史資源を大切に守りながら、人にやさしい環境づくり、環境にやさしいまちづくりをめざします。また、太子らしい景観の保全、形成を図りながら、地域特性の演出を推進します。特に、日本遺産に認定された竹内街道について、その歴史的意義を踏まえた修景やまちなみなどの保全に努めます。

〈市街地及び周辺地域の整備方針〉

市街地及び周辺地域の整備方針、市街化調整区域における地区計画制度の運用などについて、将来人口などに対応しうる市街地の確保を図るため、土地利用の方針に基づき、秩序ある市街地の形成を計画的に進めていきます。

〈都市防災の方針〉

地震、台風、集中豪雨、火災などあらゆる災害に対応できる安全なまちづくりを進めるため、「太子町地域防災計画」に基づき、防災に配慮した基盤整備や避難所及び避難路の確保、治水対策などを進めていきます。



（都市計画審議会吉川会長より答申を受ける）

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523

太子町地域公共交通基本計画（案）に対する意見

2月1日(木)～3月1日(木)まで、役場及び町ホームページで公表し、太子町地域公共交通基本計画（案）に対するパブリックコメント（住民等意見）の募集を行いましたところ、9人から43件のご意見を頂きました。これらのご意見と、ご意見に対する町の考え方は下記のとおりです。

番号	ご意見（要旨）	町の考え方
----	---------	-------

公共交通（路線バス・新規の交通形態など）の充実について

1	<p><太子中央線の路線について></p> <ul style="list-style-type: none"> 中央線をバスが走ってほしい。 太子中央線にバス路線を設けて、磯長台、聖和台に停留所がほしい。 	<p>太子中央線については、基本計画（案）P 48 に基幹交通により検討すべき部分として記載しています。</p> <p>次年度、策定を予定しています「地域公共交通網形成計画」で、具体的な事業概要を議論し、検討していきたいと考えています。</p>	
2	<p>1人住まいの高齢者の方が、買い物、病院へ行く事に困らないような、公共交通機関の充実を。</p>	<p>P 47 の基本理念においても「誰でも、日常的に公共交通を利用して外出できるまちをめざす」と記載していますとおり、高齢者の公共交通についても、今後、関係部局とも調整し、検討していきたいと考えています。</p>	
3	<p>河南町の「カナちゃんバス」は中々の出来栄えとなっているため、河南町のような地域公共交通を実現して頂きたい。</p>	<p>次年度、策定を予定しています「地域公共交通網形成計画」で、どのような交通が町にとってふさわしいのか、また、適正であるのかも含め、事業概要を議論し、検討していきたいと考えています。</p>	
4	<p>二上山の愛好者・登山者、街並みを散策する人々、そしてそこに住む町民が自由に行き来できる公共交通をぜひ実現して頂きたい。</p>		
5	<p>町内に無い医療施設や、買物などに行く時も不便を感じないようにしてほしい。</p>		
6	<p>電車との接続改善、増便。（2件）</p>		
7	<p>観光や、博物館へ行く時も利用出来るようにしてほしい。</p>		
8	<p>住民がしっかりと話し合っ税金をこのために使うことを認め合う。</p>		
9	<p><循環バスについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ワゴン車位でいいので太子町内を走ってくれるバスがほしい。（循環バス） 太子中央線をはじめ、聖和台をぐるりと回る、上ノ太子駅～役場までの「循環バス」を是非実現して頂きたい。 将来的には町内を一定時間内に循環する乗物が実現する事を願っている。 循環バスを実現してほしい。 		<p>次年度、策定を予定しています「地域公共交通網形成計画」で、太子町に必要な交通形態なども含めて、町全体における公共交通のあり方を具体的に検討していきたいと考えています。</p>
10	<p>運行内容が住民の願いとかけはなれたものにならないよう、できるだけ住民参加の形をとっていく。今回の基本計画案に対してパブリックコメントを募集するだけじゃなく各自治会や町会へ足を運んで直接意見を聞くことが大切だと思う。地域の人と共にフィールド調査をすることも必要。</p>		<p>次年度、策定を予定しております「地域公共交通網形成計画」でも、住民の皆さんのご意見を聞く予定をしています。</p>

計画の策定について

10	<p>運行内容が住民の願いとかけはなれたものにならないよう、できるだけ住民参加の形をとっていく。今回の基本計画案に対してパブリックコメントを募集するだけじゃなく各自治会や町会へ足を運んで直接意見を聞くことが大切だと思う。地域の人と共にフィールド調査をすることも必要。</p>	<p>次年度、策定を予定しております「地域公共交通網形成計画」でも、住民の皆さんのご意見を聞く予定をしています。</p>
----	---	--

番号	ご意見（要旨）	町の考え方
11	「路線・バス停」などの決定にあたってはそれぞれの地域の実状をしっかり踏まえ、しっかりと耳を傾けてほしい。	
12	現状の把握も大切だと思うが、計画は将来に視点を据えてほしい。例えば10年後の住民の動向とまちづくり、20年後の…など	P 47の基本理念や基本方針においても、総合計画を上位計画とし、将来に向けた視点を設定させて頂いており、今後についても、将来を見据えながら計画を進めていきたいと考えています。

国・府からの補助金について

13	国や府からの調査費や実証実験などへの補助金はないのか。	次年度以降に策定を予定しています「地域公共交通網形成計画」及び「地域公共交通再編実施計画」に係る国土交通省の補助メニューがありますので、それらを活用しながら、進めていきたいと考えています。
----	-----------------------------	--

町からの助成制度について

14	利用者を増やす為にも、回数券、定期券の発行を望む。	交通に対する利用助成等を実施するかどうかについては、今後、地域公共交通をどのように再編するかを決定してから、決めていくものと考えています。
15	福祉タクシー利用料金への助成をしてほしい。	

予約型乗合ワゴンについて

16	上ノ太子駅・喜志駅へまで行ってほしい。（6件）	太子町地域公共交通基本計画（案）においては、町の交通のあり方を考えるという趣旨から、路線バス・予約型乗合ワゴン・福祉センターバスについては、交通のあり方の対象としており、次年度、策定を予定しています「地域公共交通網形成計画」で、具体的に検討していきたいと考えています。
17	<p><予約について></p> <ul style="list-style-type: none"> • 予約ではなく、定時定点にバスを走らせてほしい。（3件） • 予約制の廃止。（2件） • 予約の方式をもっと簡単に。先進市町村などを参考に必要な時に乗降できるようにしてほしい。 • 前日から予約をたてても翌日その通りに利用できるとは言えないため、もっと利用しやすくしてほしい。 • 急に利用したくても、予約型なので困る。 	
18	駐車場を増設してほしい。	
19	年齢制限をなくし、誰でも乗れるようにしてほしい。（5件）	
20	運行時間を長く（朝7時頃～夜8時頃まで）し、通勤通学にも利用できるようにしてほしい。	
21	町内を一定の時間ごとに巡回する（他の自治体で行なっているコミュニティバスような運行にしてほしい）。	
22	<p><路線バス・予約型乗合ワゴン・福祉センターバスについて></p> <p>乗合ワゴンの試行運転中の利用改善、路線バス・福祉バスへの要望についてできるところからでも実現させてほしい。</p>	

◆問合せ 総務政策課 ☎98-0300

●地域公共交通に対する太子町民の要望

上記のような現状と問題点について、太子町民は以下のような要望を持っています。

■路線バスに対する要望

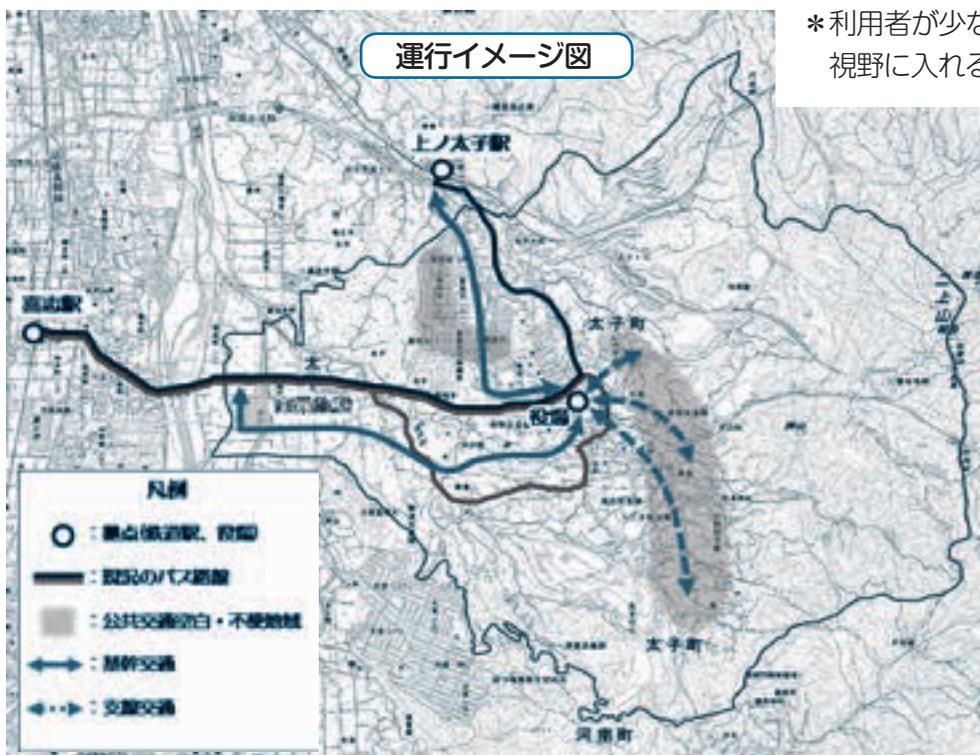
- 町民の約9割が路線バスは地域にとって必要であると認識しています。なかでも、30～50歳代（通勤で路線バスを利用していると考えられます）の多くの人が必要であると認めています。また、自分で自由に使える自家用車を持っている人でも、約9割が路線バスは地域に必要と認識しています。
- 今後の路線バスのあり方について、約半数の人が現状維持には町の支援が必要であると回答しています。そして、利用促進策として、バスの便数を増やす（増便）を求める意見が最も多い結果となりました。
- ただ、要望は鉄道との接続改善や運賃の低廉化、運行時間帯の延長など、多岐に亘っています。また、要望は地区によって、若干ですが、傾向は異なります。

■予約型乗合ワゴンなどに対する要望

- 予約が手間と考える利用者が多く、定時定路線での運行を求める声が多くなっています。また、65歳以下の人や高齢者に付き添う人など、誰でも利用できるように、利用年齢の廃止要望が多い結果となっています。
- その他の要望として、バス停の増設や鉄道駅までの直通運行を希望する声が多くなっています。

●地域公共交通の基本方針

このような現状と問題点、町民の要望に対して、「太子町地域公共交通基本計画」では、以下のような基本方針と運行イメージ図を設定しました。



■様々な主体が連携・協働しながら、みんなで地域公共交通を支持する

- * 住民、行政、交通事業者などの関係者が積極的に連携し合い、各々の役割を発揮しながら、みんなで地域公共交通を支援する。
- * 行政は公共交通空白・不便地域の改善に向けた住民主体の取り組みを支援する。
- * 住民は地域公共交通に関心を持ち、積極的に地域公共交通を利用する。
- * 買物や通院などにおける「交通弱者」を地域全体でサポートする。

■地域特性や需要に即した地域公共交通を実現する

- * 予約型乗合ワゴンおよび総合福祉センターバスの再編を前提に、鉄道・路線バス・タクシーも含め、利便性と効率性の両者を考慮した地域公共交通を実現する。
- * 役場や生活利便施設へのアクセス向上と、公共交通空白・不便地域の解消に寄与する地域公共交通を構築する。
- * 公共交通の運行を要望する地域については、その地域にふさわしい公共交通を検討する。
- * 点在する観光資源へのアクセスや町内の回遊性の向上のため、多様な移動手段を含めた地域公共交通を検討する。

■持続可能な地域公共交通を構築する

- * 持続可能性を維持するために、適正な経費負担について検討する。
- * 地域公共交通の利用状況を定期的かつ適正に評価し、需要喚起策を積極的に行う。
- * 利用者が少ない場合は、路線およびバス停の再編等も視野に入れる。

今年度は上記3つの基本方針にもとづいて、「地域公共交通網形成計画」の策定に移ります。具体的なバス停の位置やルートの設定、運行時間帯や運賃の検討など、町民のみなさんの意見を汲み取りながら進めていきますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

■本稿は、太子町地域公共交通検討委員会副会長・大阪産業大学経済学部教授の小川雅司氏が執筆したものである

地域公共交通について考える 4

平成30年3月19日(月)の午後2時から、町役場全員協議会室で、第5回地域公共交通検討委員会が行われました。第5回委員会では、第4回委員会で提示された「太子町地域公共交通基本計画(案)」にパブリックコメント(平成30年2月1日～3月1日の間に実施)から得られた意見を反映させた「最終案」について議論しました。

今回は第5回委員会で承認された「太子町地域公共交通基本計画」のうち、太子町の地域公共交通の現状と問題点、町民のみなさんの要望を整理し、今後の検討の指針となる「基本方針」について紹介します。

●太子町における地域公共交通の現状と問題点

過去3回の広報でも紹介しましたが、「太子町の交通に関するアンケート結果」と「ヒアリング調査(バス利用者・観光客)」から、太子町の地域公共交通の現状と問題点は次のように整理することができます。

■人口動向

- 太子町は大阪府内でも有数の人口増加を記録しましたが、平成17年の約14,500人をピークに、現在は減少過程にあります(平成27年の人口は約13,700人)。
- 人口減少にともない、地域の公共交通を通勤・通学で利用してきた生産年齢人口(15～64歳人口)が減少傾向にあります。一方、老年人口(65歳以上)は増加を続け、平成29年の高齢化率は27.0%と、今や超高齢社会に分類されます。
- 地区によって人口構造が大きく異なります。聖和台や役場周辺は相対的に人口密度が高く、交通需要が集中しています。畑地区と葉室地区では高齢化率が30%を超えていて、高齢化が特に顕著な地区です。

■公共交通ネットワーク

- 路線バスが利用しにくい「公共交通空白・不便地域」が北西部と南東部に見られます。一方、路線バスが走行する中央部や北部、西部は相対的に公共交通が充実しています。
- 高齢者の外出支援のために、予約型乗合ワゴンが試験運行中です。利用は65歳以上に限定されていて、利用は無料であるため、運行経費の全額は町の負担(平成28年度実績で年間約640万円)となっています。
- 総合福祉センターバスの利用者のための送迎バスが運行しています。便によって、送迎するルートおよび地区が決まっています。利用は無料であるため、運行経費の全額は町の負担(平成28年度実績で年間約310万円)となっています。

■公共交通の利用状況

- 鉄道利用者の約7割が上ノ太子駅(1日約2,000人の利用)で、喜志駅(1日約9,000人の利用)と比較すると、乗車人員は少ないが、この10年間は一貫して増加傾向にあります。また、上ノ太子駅までの移動は、駅から近い地区では徒歩が多いが、約6割は自家用自動車を利用し、その半数は送迎となっています。一方、喜志駅までの移動は、4割が路線バスで、自家用自動車の利用については、上ノ太子駅の場合と同様です。
- 路線バスの認知度は高いが、日常的な利用は少ないのが現状です。なお、年齢が上がるにつれて、路線バスを利用した経験のある人の割合は高い傾向にあります。
- 平日に路線バスを利用する人の9割以上が「上ノ太子駅」または「喜志駅」を利用しています。これは、平日の約8割が町外へ移動していることから、鉄道に乗り継ぐために路線バスを利用していると推察することができます。
- 路線バスの利用者は「行き」と「帰り」の両方を利用しており、どちらか片方で他の交通手段を利用する人は少なくなっています。
- 竹内街道と横大路(大道)が大阪府で最初の「日本遺産」に認められ、太子町は観光に力を入れています。観光客による路線バス利用はバス利用者の7%に留まっています。

■日常の移動状況

- 人口減少によって、自家用車の保有台数も減少していますが、平日・休日を問わず、約9割の人が日常的に自家用車を利用しています。また、タクシーや予約型乗合ワゴンの利用が少ないため、自家用車で自由に移動できない人(交通弱者)の交通手段は、家族などの送迎によるものが多いと考えることができます。
- 交通弱者の人は70～80歳代の女性に多く、そのうち、大半の人が身体的に外出できる状態にあります。また、自動車免許を持たない10歳代が多いことも特筆することができます。
- 自動車免許を取得している人と比較して、交通弱者の人は路線バスや予約型乗合ワゴンを利用する頻度が高くなっています。

■生活利便施設

- 町の西端に大規模商業施設が今年5月に開店する予定ですが、このような生活利便施設へアクセスできるような公共交通ネットワークが現時点では整備されていません。

人権コーナー「気づく」では、人権に関する様々な問題や啓発推進情報をお知らせします。

小さなことでもまず気づくことが、お互いを尊重し、一人ひとりが豊かに生きることができる社会につながる。「気づく」には、そんな願いが込められています。

4月は「AV出演強要「JKビジネス」等被害防止月間」です

女性に対し、本人の意に反して、いわゆるアダルトビデオへの出演を強要する問題や、いわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業により、児童が性的な被害にあう問題は、「女性に対する暴力」に当たる重大な人権侵害です。

国では、年度当初は進学、就職などに伴い若年層の生活環境が大きく変わり、こうした被害にあいやすくなることから、4月を「AV出演強要「JKビジネス」等被害防止月間」と定め、必要な対策を集中的に行っています。

◆問合せ 内閣府男女共同参画局 ☎03-5253-2111

人権コラム「よき日へ」

『いじめ』を乗り越えるカギ

大阪教育大学 島 善信

先日、筆者の受け持つ後期の授業が終わりました。この授業では、人権問題を様々なテーマで考えてきました。毎回授業の最初に、5人ずつ1分間スピーチを求めています。テーマについては、はじめは「この1週間の出来事から」とし、途中からは「人権について考えたこと」としました。授業の最後には、これも毎回コミュニケーションカードへの記入を求めています。その内容をまとめて通信にして、次の授業で返してきました。

1分間という限られた時間のなかで、またコミュニケーションカードを通して、学生たちは様々な語り、書き始めます。困窮している母子家庭の生活、在日コリアンとしてのルーツ、対人関係のつくりづらさ、被差別部落との関わり、性的少数者の当事者として、今は話したくない「いじめられた」辛さなど、一つひとつとても重い、大切なことが語られ、書き込まれてきました。少しずつ信頼関係が深まり、話しても大丈夫という安心感が芽生えはじめてきました。

最後の2回は「いじめ」問題をとり上げ、最終回は「いじめ問題と私」のテーマでグループトークをしました。予告していたものの、実は不安でした。誰にも言わないと決めてこれまでも心の奥底にしまい込んできた思いを話してくれる人がきついているにちがいないと信じている一方で、周りの人にしつかり受け止めようという真剣さが希薄だと、話そうとする気持ちがぐくじけてしまわないかと心配する気持ちもあつたのです。

しかしそんな不安は無用でした。「思い出すと今でも涙が出そうなの」ことを、「はじめの頃はとても嫌だった」のに、「言ってみようか変わるものではないか」と思っていた」のに、「加害者だった恥ずかしい自分を初めて、「ターゲットになるのが怖くて自分を守るのに精一杯だった」ことを…、一人ひとりの、重たい切実な気持ちが伝わってきます。語る人と受け止める人がつなげた瞬間でした。

「今日の授業は正直辛かったです。『いじめ』について語るといっことは正直辛かったです。思い出すと今でも涙が出そうなの、これをわざわざ思い出して、人に語ったのは、この授業のみなさんを信頼しているし、私の経験を語ることで、みなさんが何かを感じてそれを教師となつた後に子どもたちに伝えていくべきだと感じたからです。LGBTの当事者であるということも同じ理由からです。こんなに自分自身のことを考え、そして周りにも伝えられるようになるなんて、前までの私には想像もできませんでした。…、たくさんの方が自分を語ってくれました。

信じてよかったです。信頼は人を変えます、心を強くします。「いじめ」をなくすことはたしかに難しい、でも、人を信頼の糸で結ぶこと、この中に「いじめ」を乗り越えるカギがあると確信できた授業となりました。

足かけ6年にわたって担当してきたこのコラムも、退職のため今回が最後となりました。ありがとうございました。

マイナンバーカードの臨時休日交付窓口を開設します(予約制)

マイナンバーカードは原則として本人が窓口に来られて受け取る必要があります。

平日の役場開庁日に受け取りに来ることが困難な人のために、臨時休日交付窓口を開設します。

マイナンバーカード受け取りの流れ

申込み済みのマイナンバーカード(個人番号カード)ができあがり、役場に届いたことをお知らせする交付通知書(ハガキ)が申請者のご自宅に届きます。通知書が届きましたら、必要な持ち物をお持ちになり、ご本人が住民人権課にお越しください(15歳未満の人と成年被後見人の場合は、本人に法定代理人が同行してください)。住民人権課で本人確認のうえ、暗証番号を設定頂くと、カードを受け取ることができます。

なお、平成29年3月末日までに交付申請されたマイナンバーカードでまだ受取にいられていないカードは、平成30年3月30日をもって廃棄しています。

【とき】 4月15日(日) 午前9時～正午

【ところ】 住民人権課

※当日は予約制となりますので、4月11日(水)までにご予約ください。

※次回以降の休日交付は決定次第別途ご案内します。

※交付の際に必要な持ち物は、通知カードに同封されていた案内の7ページ、交付通知書、町ホームページでご確認ください。

※証明発行、届出などの通常業務は行っていません。

◆問合せ 住民人権課 ☎98-5515

PHOTO

NEWS

プラス

おひさまひろば「ぷらす」

2月23日(金)、町立幼稚園2階 遊戯室で、おひさまひろば「ぷらす」を行いました。

【ゆめふうせん】による人形劇では、様々な動物が出てきたり、エプロンシアターや手遊びもあり、小さなお子さんでも楽しめる内容だったので、親子ともに人形劇を楽しんでいました。

次回は、4月20日(金)で【園庭遊び】をします。



おひさまひろばは、お昼ご飯を持ってきて頂くと、1日遊ぶことができます。ぜひ、遊びに来てください。

笑顔いっぱいプロジェクト&親子であそぼう Let's go!go! 1Dayプロジェクト

3月18日(日)、「笑顔いっぱいプロジェクト&親子であそぼうLet's go!go! 1Dayプロジェクト」を行いました。

当日は、たくさんの方に、健康づくりと子育てに関するゲームや体験を楽しんで頂きました。

このイベントは「健康づくり応援団」「青空go!go!広場」「寿喜菜の会」のボランティアの協力によって行いました。

みんなが健康で笑顔の町 太子町をめざしましょう。



第21回 スポーツ講習会

3月3日(土)、町立万葉ホールで、太子町スポーツ推進委員主催の「第21回太子町スポーツ講習会」が行われました。

当日は、健康に興味の有る多くの人が集まり、ヴィゴラスのトレーナー大西 敏之 氏を囲んで実技を交えた講習会が行われ、楽しく運動や生活ができるように正しい姿勢や動作を身に付ける方法を学んでいました。



下水道事務の広域連携がスタートします!

4月1日から、富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村の4市町村で、下水道事務の相互連携が始まります。

施設の管理や災害対応など、住民サービスの維持・向上をめざし、様々な課題に対し共同で取り組んでいきます。



自殺予防月間

3月が自殺予防月間であることにちなみ、3月8日(木)に、上ノ太子駅前で、「自殺予防キャンペーン」を行いました。

こころの疲れを感じたら、頑張り過ぎず、周りの人に相談しましょう。



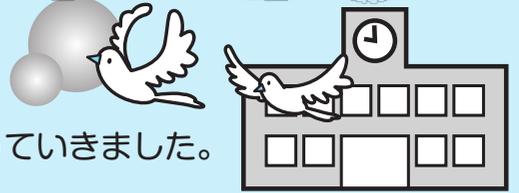


3月14日(水)

町立中学校

未来へ！ 卒園・卒業おめでとう！

3月。各幼稚園や保育所、小中学校で卒園・卒業式が行われました。
は、幼稚園計77人、保育園計25人、小学校計132人、中学校計160人。
仲間や先生たちと過ごした思い出深い園舎・校舎を元気いっぱいに巣立っていきました。



3月16日(金)

町立磯長小学校



3月16日(金)

町立山田小学校